

地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまう事が少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした方々が、地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていただけるようにします。

支援対象者

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められること。
- ② 矯正施設退所後の適当な住居がないこと。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要であること。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当であること。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生福祉に関する機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

【相談支援】80代 男性（認知症）

若いころは職人として働いていましたが、高齢になり認知症の症状が進み、妻に対する傷害事件を起こし逮捕勾留されました。定着支援センターがグループホームを調整し、釈放後すぐに介護認定を受け入居しました。「きれいな施設で、みんなに良くしてもらっている」と笑顔がこぼれます。



【特別調整】30代 女性（精神障害）

就職しても人間関係で苦しくなるとすぐにやめてしまい、インターネットで住み込みの仕事を見つけては各地に移り住んでいました。ストレスがかかるとギャンブルにのめり込み、生活苦で窃盗をして刑務所に入りました。刑務所入所中に精神障害者保健福祉手帳を取得し、今は障害者のグループホームからA型事業所に通っています。いつでも相談できる環境を「不安が無くなりました」と話し、自立を目指して地域生活を開始しました。



体験談

【一般調整】10代 少年（知的障害）

中学から特別支援学校に通い、マラソンで褒められたことが楽しい思い出でした。寂しがりで、誰かと一緒にいることで安心感が得られる傾向にあるため、悪い仲間と非行を繰り返して、少年院に入りました。障害者施設に入所して、「一人で生活できるように頑張りたい」という言葉のとおり、就職をめざして働いています。



【特別調整】40代 男性（知的障害）

中学校では特別支援学級に在籍し、いじめられていました。家でも実母との関係が悪化し家出、お金が無くなり窃盗をして刑務所に入所しました。出所後自立準備ホームを経て、グループホームに入居しました。役割があり人から頼られる現在の暮らしを「他の人には紹介したくない」と言うくらい気に入っています。



会 員 を 募 集 し て い ま す

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円

賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

ゆうちょ銀行 口座番号 00190-0-362223 千葉銀行 中央支店：普通 4164678

加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

当法人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 生活サポート千葉

◆地域生活定着促進事業（千葉県地域生活定着支援センター）

開設：平成22年10月1日

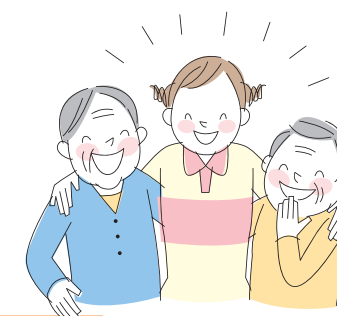
連絡先：電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

◆研修受託事業（生活サポート千葉）

連絡先：電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720

特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し、平成22年10月1日より地域生活定着促進事業、平成26年度より相談支援従事者専門コース別等研修事業、平成27年度より強度行動障害支援者養成研修事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



千葉県知的障害者福祉協会

部 会

委 員 会

特定非営利活動法人生活サポート千葉

福祉人材の育成

強度行動障害 研修事業

- ・基礎研修
- ・実践研修

相談支援 研修事業

- ・発達障害支援
- ・障害児に係る相談支援
- ・地域移行・地域定着・触法支援
- ・ファシリテータースキルアップ研修など



地域生活定着促進事業 (地域生活定着支援センター)

コーディネート

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している方に関して本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援

矯正施設から退所した方の福祉サービス等の利用に関して、本人またはその関係者からの相談に応じて、助言その他の必要な支援を行います。

自立準備ホームの運営

- ・宿泊場所の供与
- ・3食提供
- ・週3日以上の入浴提供
- ・自立準備支援として職員が毎日訪問し、被保護者に対して生活全般にわたる相談支援を実施します



弁護士と連携した 被疑者・被告人段階の支援

- ・本人との面会
- ・情報収集
- ・福祉的手立ての申請・調整
- ・受け入れ先事業所の調整
- ・更生支援計画の作成(有料)
- ・情状証人として証言

支援の流れ

弁護士と連携した被疑者・被告人段階の支援

千葉県地域生活定着支援センター
コーディネート・フォローアップ・相談支援

警 察

検 察

裁 判

刑務所等

出 所

不起訴・執行猶予

地域生活支援

千葉県
地域生活定着
支援センターに
おける
連携支援

地域包括
支援センター

行政

保護観察所

福祉・
医療関係

中核地域生活
支援センター

法テラス・
県弁護士会

相談支援
事業所

検察庁

障害者・高齢者が不起訴または執行猶予の判決を受けて釈放された後、行政機関、福祉機関、医療機関、弁護士、ハローワーク、保護司などと連携して地域生活を支えます。また、実刑になっても関係を続け、出所後の支援を行います。